◎新潟県告示第456号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の４において準用する第54条第３項の規定により、津南町長から農業基盤整備促進事業津南第２（鹿渡）地区（全換地区）に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成26年３月28日

新潟県十日町地域振興局長